

令和 7 年度 市民税・府民税申告書の書き方

日頃は、八幡市の税務行政につきましてご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

住民税（市民税・府民税）は、前年の所得に対して課税されます。「令和7年度 市民税・府民税申告書」は、あなたの市民税と府民税の額を適正に計算する重要な資料となるものです。この「書き方」をよくお読みになって、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の収入や所得、控除等の状況をご記入のうえ、**申告期限（令和7年3月17日）**までに提出していただきますようお願いいたします。

ただし、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された人や、昨年中の所得が給与所得のみの人（勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人に限ります）又は公的年金等に係る所得のみで所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がない人は、提出していただくなくてもかまいません（給与所得や公的年金等に係る所得のみの人でも、別に所得控除を受けようとするときは、申告が必要な場合があります）。

※この申告書は、前年に市民税・府民税申告書を提出された人にお送りしています。

※税法改正等により、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要となる場合があります。

申告が必要な人

※赤字の場合でも申告してください。

- 商業、工業、農業、医業などの事業を営んでいる人
 - 各種の外交員（集金人、生命保険外交員、商品販売外交員など）、ホステス、裁縫、編物、手芸個人教授などをされている人
 - 大工、左官、手伝職などの日給月給や日雇いの人
 - 不動産収入（地代、家賃、ガレージ、広告料など）や利子、配当、原稿料などの収入がある人
 - 給与所得がある人の場合で
 - ▶令和6年中に退職した人のうち年末調整が行われていない人
 - ▶勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がされていない人
（注）源泉徴収票等の給与証明がない場合は、営業所得扱いとなる場合があります。
 - ▶給与以外に地代、家賃、利子、配当、年金などの収入がある人
給与所得や退職所得以外の地代や家賃などの「所得の合計金額」が20万円以下の場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告義務は免除されていますが、住民税では申告していただくかなくてはなりません。
 - 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告義務は免除されていますが、住民税では申告していただくかなくてはなりません。
 - 土地、建物、車輛、機械などの資産を譲渡した人
 - 山林所得のある人……………
 - 分離課税の行われなかった退職所得のある人…
 - 分離課税の譲渡所得のある人……………
- 別用紙になりますので、必要な方は請求してください。
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除、純損失又は繰越控除を受けようとする人

■所得税及び復興特別所得税の確定申告をされたときは、原則、市民税・府民税申告書を提出する必要はありません。

収入(所得)のなかった人など

申告書裏面の「☆前年(令和6年)中に所得のなかった人など…」欄の当てはまる項目を○で囲んで提出してください。申告書の提出がないと、後日、所得証明等の請求をされても発行できない場合や、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合がありますので、必ず申告してください。

(注) 文中で使用する「令和6年中」とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間のことをいいます。

申告期限は3月17日です。早めの申告をお願いします。

お問い合わせは **八幡市役所 税務課 市民税係** 電話(075)983-1113 (直通)
〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地 2164 (直通)

所得から差し引かれる金額に関する事項

※税制改正があれば変更となる場合があります。

所得控除の種類	所得控除の内容
⑬ 雑損控除	あなた又はあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（令和6年中の総所得金額等が48万円以下の人に限る）の生活資産などが火災、震災、風水害、盗難、横領などによって損害を受けた場合や、あなたが災害に関連してやむを得ない支出をした場合に控除されます。 ただし、書画、骨とう、貴金属、別荘などの生活に通常必要のない資産の損害については認められません。 【必要書類】り災証明書及び損害額がわかる書類（災害を受けた資産の明細書、災害関連支出の領収書など） ◆雑損控除額は、次の(1)又は(2)のいずれか多い方の金額です。 (1) 差引損失額（損失金額－保険金などで補てんされる金額）－総所得金額等の合計額×10%の額 (2) 災害関連支出の金額－5万円
⑭ 医療費控除	あなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険にかかるサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超える場合に控除されます。（限度額：200万円） ただし、容姿の美化や容ぼうを変えるなどが目的の整形手術、健康増進や病気予防などのための医薬品、人間ドックなどの健康診断（診断の結果、引き続き治療を受ける場合は除く）、治療に直接必要のないメガネ等の購入費などは控除の対象になりません。また、保険金などで補てんされる金額は、支払った医療費から差し引きします。【必要書類】医療費控除の明細書、おむつ使用証明書など ○医療費控除の特例（セルフメディケーション税制による特例） 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けた者で、令和6年中にスイッチOTC医薬品の購入額が一定額を超える場合に控除されます。（限度額：8万8千円） 【必要書類】上記の取組を明らかにする書類およびセルフメディケーション税制の明細書 ※本特例の適用と従来の医療費控除の適用は選択制であり、いずれか一方しか受けることができません。 ○医療費控除の明細書の添付義務化 領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。医療保険者から交付を受けた医療費通知（受診者名、受診年月、医療機関等の名称、受診者自己負担額等を記載したもの）を添付すると、明細の記入を省略できます。
⑮ 社会保険料控除 (小規模企業共済等掛金控除)	あなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・雇用保険・国民年金・公的年金・農業者年金等の保険料や共済掛金等）をあなたが令和6年中に支払った場合（配偶者その他の親族の給与年金等から差し引かれた社会保険料は除く）、又は給与等から差し引かれた社会保険料がある場合に控除されます。 【必要書類】国民年金保険料控除証明書など あなたが令和6年中に小規模企業共済事業団が行う第一種共済の掛金や、確定拠出年金法の企業型または個人型年金加入者掛金、府・市が行う心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合に控除されます。（「⑮社会保険料控除」の欄に記入してください。） 【必要書類】支払った掛金額の証明書
⑰ 生命保険料控除 ◆6ページ⑰参照	あなた又は配偶者その他の親族を受取人にする生命保険契約、介護医療保険契約、個人年金保険契約などのために、あなたが令和6年中に保険料を支払った場合に控除されます。 一般の生命保険料（新旧別）、介護医療保険料、個人年金保険料（新旧別）に分けてそれぞれ記入してください。区分については、生命保険会社等が発行する控除証明書に表示されています。【必要書類】控除証明書
⑱ 地震保険料控除 ◆6ページ⑱参照	あなたが令和6年中に地震保険契約等の保険料を支払った場合に控除されます。ただし、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等の保険料については、従前の損害保険料控除が適用される経過措置がありますので、地震保険料と長期損害保険料に分けてそれぞれ記入してください。【必要書類】控除証明書 （注）1 契約で地震保険料と長期損害保険料いずれにも該当する場合はどちらか一方を選択して適用します。
⑲ 寡婦控除	令和6年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ、令和6年12月31日現在で次のいずれかに該当する人。 (1) 夫と死別（生死不明の場合を含む）した後婚姻していない人。 (2) 離婚した後婚姻していない人で、扶養親族がいる人。 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外。 控除額：26万円
⑳ ひとり親控除	令和6年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ、令和6年12月31日現在で生計を一にする子（令和6年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人）がいる単身者の人。 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外。 控除額：30万円
㉑ 勤労学生控除	令和6年12月31日現在で学生、生徒、児童であって、令和6年中の合計所得金額が75万円以下（そのうち、給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の人。【必要書類】在学証明書など 控除額：26万円
㉒ 障害者控除	あなた又はあなたの同一生計配偶者、扶養親族が令和6年12月31日現在で次のいずれかに該当する場合に所定の金額が控除されます。（控除額は一人につき） (1) 特別障害者…障害者のうち、精神又は身体に次のような重度の障害のある人。 ○精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人。 ○身体障害者手帳に身体上の障害が1級又は2級と記載されている人など。 (2) 同居特別障害者…扶養親族が(1)に該当し、かつ、あなた又はあなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している人。 (3) その他の障害者…(1)(2)以外の障害者 【必要書類】身体障害者手帳など 控除額：30万円 控除額：53万円 控除額：26万円

※年齢 65 歳未満

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

		損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類		
⑬ 雑損控除				・ ・ ・				
	損害金額	保険金などで補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額				
	円	円		円		円		
⑭ 医療費控除	支払った医療費等		500,000		円		保険金などで補填される金額	
							200,000	
⑮ 社会保険料控除	社会保険の種類		国民健康保険		440,000		円	
			国民年金		197,190		円	
			小規模企業共済等		50,000		円	
	合計				687,190		円	
⑰ 生命保険料控除	新生命保険料の計		40,000		円		旧生命保険料の計	
							80,000	
	新個人年金保険料の計		80,000		円		旧個人年金保険料の計	
							40,000	
	介護医療保険料の計		50,000		円			
⑱ 地震保険料控除	地震保険料の計		24,000		円		旧長期損害保険料の計	
							円	
⑲～㉑ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑲ ☐ 寡婦控除		⑳ ☐ ひとり親控除		㉑ ☐ 勤労学生控除 (学校名)			
	☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還							
㉒ 障害者控除	1	氏名 個人番号	障害の程度		級 度			
	2	氏名 個人番号	障害の程度		級 度			
㉓～㉔ 配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者 氏名 個人番号	オトコヤマサツキ 男山 さつき		生年月日	最大 35・10・1			
	配偶者 氏名 個人番号	男山 さつき		配偶者所得金額	0 円			
㉕ 扶養控除	1	氏名 個人番号	男山 タケ		生年月日	明・大 4・11・1	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居	続柄 母
	2	氏名 個人番号			生年月日	明・大 昭・平	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	3	氏名 個人番号			生年月日	明・大 昭・平	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	4	氏名 個人番号			生年月日	明・大 昭・平	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
							控除額	万円
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1	氏名 個人番号	男山 ノコ		生年月日	平令 21・11・1	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居	続柄 子
	2	氏名 個人番号			生年月日	平令	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	3	氏名 個人番号			生年月日	平令	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
							控除額	万円

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入して下さい(各1人1行)

扶養控除額の合計

2ページを参照してください

下段の表を参照してください。

5ページを参照してください

収入金額等	事業	営業等	ア	5,000,000	※記入しないでください。
	農業	業	イ		
	不動産		ウ	100,000	
	利子		エ		
	配当		オ	120,000	
	給与		カ	678,000	
	雑	公的年金等	キ	1,000,000	
所得金額	雑	業務	ク	100,000	
	雑	その他の	ケ	50,000	
	総合譲渡	短期	コ		
	長期	サ			
	一時	シ			
	事業	営業等	①	1,400,000	
	農業	業	②		
所得金額	不動産		③	100,000	
	利子		④		
	配当		⑤	120,000	
	給与		⑥	28,000	
	雑	公的年金等	⑦	400,000	
	雑	業務	⑧	70,000	
	雑	その他の	⑨	30,000	
所得金額	雑	合計 (⑦ + ⑧ + ⑨)	⑩	500,000	
	総合譲渡・一時		⑪		
	合計		⑫	2,148,000	
	雑損控除		⑬		
	医療費控除	区分 ☐	⑭		
	社会保険料控除		⑮		
	小規模企業共済等掛金控除		⑯		
所得から差し引かれる金額	生命保険料控除		⑰		
	地震保険料控除		⑱		
	寡婦、ひとり親控除		⑲～⑳		
	障害者、学生、勤労者、障害者控除		㉑～㉒		
	配偶者控除		㉓		
	配偶者特別控除		㉔		
	扶養控除		㉕		
	基礎控除		㉖		
	合計		㉗		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除欄」の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・府民税の納税方法

☐ 給与から差引き (特別徴収) ☒ 自分で納付 (普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の各条項に規定する個人番号を、以下「記載」)してください。

備考

编号

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

所得控除の種類	所得控除の内容
㉓ 配偶者控除・ 同一生計配偶者 ◆6ページ㉓参照	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者（内縁関係、事業専従者は除く）の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合に、所定の金額が控除されます（配偶者が昭和30年1月1日以前に生まれた人である場合、老人配偶者控除が適用）。 なお、あなたの合計所得金額が1,000万円超である場合、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」欄にチェックして下さい。
㉔ 配偶者特別控除 ◆6ページ㉔参照	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に、所定の金額が控除されます。 「配偶者の合計所得金額」欄に配偶者の合計所得金額を書いてください。
㉕ 扶養控除 ◆6ページ㉕参照	あなたに扶養親族がいる場合に所定の額が控除されます。 扶養親族 とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、事業専従者、16歳未満は除く）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。年の途中で死亡された人も対象となりますが、他の人の同一生計配偶者や扶養親族である場合、重複適用できません。
16歳未満の扶養親族 （扶養控除対象外）	税法改正により、16歳未満の扶養親族にかかる扶養控除はなくなりましたが、住民税の課税判定等に必要がありますので、16歳未満の扶養親族についても氏名等を記入してください。
所得金額調整控除 ◆4ページ参照	税法改正により所得金額調整控除が創設され、①子ども・特別障害者等を有する人等と②給与所得と公的年金等所得の双方を有する人で一定の条件を満たしている人は、給与所得金額から所得金額調整控除の一定額が控除されます。 ※①と②の両方に該当する場合は、①の控除後金額に②が控除されます。
基礎控除	一律に所得から43万円が控除されます。

I 給与収入があった人の申告（源泉徴収票を添付できる場合、①は不要です。）

- ① 申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄に、1月～12月の日給、勤務日数、月収、賞与等、1年間の収入の合計額、勤務先に関する事項を記入してください。（手取りではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で計算します。）
- ② 1年間の収入の合計額を、申告書表面の「給与 カ」欄に記入してください。
- ③ ②の給与収入金額から、下記の速算表を参考に給与所得金額を計算し、申告書表面の「給与 ⑥」欄に記入してください。
- ④ 申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」について記入してください。（書き方については2・3ページをご覧ください。）

給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
1円～ 550,999円		0円	
551,000円～ 1,618,999円		給与等の収入金額の合計額から55万円を引いた額	
1,619,000円～ 1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円		給与等の収入金額の合計額を A × 4 × 60% + 10万円 で求めた金額	
1,800,000円～ 3,599,999円		「4」で割って、千円未満を A × 4 × 70% - 8万円 で求めた金額	
3,600,000円～ 6,599,999円		切り捨てます = A A × 4 × 80% - 44万円 で求めた金額	
6,600,000円～ 8,499,999円		給与等の収入金額の合計 × 90% - 110万円 で求めた金額	
8,500,000円～		給与等の収入金額の合計額から195万円を引いた額	

《計算例》 給与等の収入金額の合計額が5,812,500円の場合
5,812,500円 ÷ 4 = 1,453,125円 … 千円未満を切り捨てる → 1,453,000円 = A
A × 4 × 0.8 - 440,000円 = 4,209,600円 …………… 給与所得の金額

所得金額調整控除

①子ども・特別障害者を有する人

給与収入金額が850万円を超え、次の㉠から㉣のいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されますので、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」欄に氏名等を記入してください。

- ㉠ 特別障害に該当する
- ㉡ 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ㉢ 特別障害である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
- 所得金額調整控除額 = (給与収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

②給与所得と公的年金等所得の双方を有する人

給与所得と公的年金等所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

所得金額調整控除額 = (給与所得金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等所得 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

《計算例》 65歳以上の人で公的年金等雑所得以外の所得1,000万円以下の人の場合。
公的年金等収入額：200万円 給与収入額：160万円

給与所得控除額：55万円
所得金額調整控除額：10万円 (給与所得上限額) + 10万円 (公的年金等所得上限額) - 10万円 = 10万円
160万円 - 55万円 (給与所得控除額) - 10万円 (所得金額調整控除額) = 95万円 (給与所得額)

II 公的年金等の収入があった人の申告

- ① 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、申告書表面の「公的年金等 キ」欄に記入してください。
- ② ①の公的年金収入から、下記の速算表を参考に雑所得金額を計算し、申告書表面の「雑 ⑦」欄に記入してください。
- ③ 申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」について記入してください。（書き方については、2・3ページをご覧ください。）

公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計	B 割合	C 控除額			所得金額
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
			1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を 超える場合	
昭和35年1月2日 以後に生まれた人	1 円 ～ 600,000 円	所得金額はゼロとなります。				
	600,001 円 ～ 1,299,999 円	100%	600,000 円	500,000 円	400,000 円	A × B - C で求めた金額
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円	
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円	
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円	
	10,000,000 円 以上	100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円	
昭和35年1月1日 以前に生まれた人	1 円 ～ 1,100,000 円	所得金額はゼロとなります。				
	1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	100%	1,100,000 円	1,000,000 円	900,000 円	A × B - C で求めた金額
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円	
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円	
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円	
	10,000,000 円 以上	100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円	

《計算例》 公的年金等の収入金額の合計額が300万円、公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合
① 昭和35年1月2日以後に生まれた人 3,000,000円 × 0.75 - 275,000円 = 1,975,000円 …… 所得金額
② 昭和35年1月1日以前に生まれた人 3,000,000円 - 1,100,000円 = 1,900,000円 …… 所得金額

Ⅲ 令和6年中に所得がなかった人の申告

- ① 令和6年中は収入がなかった、又は非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合、申告書裏面の「☆前年(令和6年)中に所得がなかった人など・・・」欄の当てはまる項目を○で囲んでください。
- ② 扶養親族・同一生計配偶者がいる場合は、必ず申告書表面の「㉓～㉔配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄、「㉕扶養控除」欄に氏名等を入力してください。
(書き方については2・3ページをご覧ください。)

収入金額及び所得金額		※税制改正があれば変更となる場合があります。
収入金額 ・・・令和6年中に収入する権利の確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。）です。給料、配当、原稿料などは手取り額ではなく所得税その他諸控除額を差し引かれる前の金額を、その他の所得については売上金などを「1 収入金額等」欄（ア～シ）に書いてください。		
必要経費 ・・・収入をあげるために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などをいい、日常生活に要した生活費や所得税、市民税・府民税などは含まれません。（※収支内訳書が必要な人や詳細についてはお問い合わせください。）		
所得金額 ・・・収入金額から必要経費を差し引いた金額が原則です。「2 所得金額」欄（①～⑪）に書いて、その合計金額を㉔に書いてください。ただし、所得の種類によって算出方法が異なりますので、下記の表をご覧ください。		

所得の種類			所得の内容	所得金額の算出方法
事業	営業等	①	販売業、飲食店業などから生ずる所得又は自由職業（医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、大工、外交員等）などから生ずる所得（農業以外の事業から生ずる所得）を書いてください。申告書裏側の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも書いてください。令和6年中の事業所得金額が290万円を超える人は、「13 事業税に関する事項」欄にも必要な事項を書いてください。 【添付書類】収支内訳書・領収書など収入と必要経費がわかるもの	①の所得金額＝ アの収入金額－必要経費
	農業	②	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育、わら加工品の事業などから生ずる所得を書いてください。 【添付書類】農業所得用収支内訳書	②の所得金額＝ イの収入金額－必要経費
不動産		③	地代、家賃、借地権設定などから生ずる所得を書いてください。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも書いてください。 【添付書類】収支内訳書・領収書など収入と必要経費がわかるもの	③の所得金額＝ ウの収入金額－必要経費
利子		④	預貯金・公社債の利子、公社債投資信託等の収益の分配による所得を書いてください。ただし、次の所得については申告する必要がありません。 (1) 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2) 所得税で非課税とされる老人等の少額預金などの利子所得	④の所得金額＝エの収入金額
配当		⑤	法人から受ける利益配当、剰余金の分配、基金利息及び証券投資信託の収益の分配による所得を書いてください。申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄にも書いてください。	⑤の所得金額＝ オの収入金額－必要経費 (株式の元本取得に要した負債の利子)
給与		⑥	給料、賃金、賞与などの所得を書いてください。 【書類】源泉徴収票など収入のわかるもの ※源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄にも書いてください。	⑥の所得金額＝ カの収入金額 －給与所得控除額
雑	公的年金等	⑦	恩給、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、年金基金などに係る所得を書いてください。 【書類】源泉徴収票	⑦の所得金額 キの公的年金等収入金額 －公的年金等控除額
	業務	⑧	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは、食料品の配達などの副収入による所得を書いてください。 【添付書類】収入と必要経費がわかるもの	⑧の所得金額 クの業務の収入金額－必要経費
	その他	⑨	生命保険契約等による個人年金など、⑦公的年金等の雑所得と⑧業務に係る雑所得以外の所得を書いてください。 【添付書類】収入と必要経費がわかるもの	⑨の所得金額 ケのその他の収入金額－必要経費
総合譲渡・一時		⑪	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、特許権、著作権等の譲渡による所得を書いてください。 ○短期譲渡に該当するもの・・・保有期間5年以内で譲渡した場合 ○長期譲渡に該当するもの・・・5年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合 ○「特別控除額」は、通常の場合は50万円ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。 賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪等の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などの所得を書いてください。「特別控除額」は通常の場合50万円です。 【添付書類】生命保険契約に基づく一時金、又は損害保険契約に基づく満期返戻金等の支払調書	⑪の所得金額＝ コ＋{(サ＋シ)×1/2} コの総合譲渡短期＝ 収入金額－必要経費 －特別控除額 サの総合譲渡長期＝ 収入金額－必要経費 －特別控除額 シの一時＝収入金額－ 必要経費－特別控除額

- 「所得金額の算出方法」表中の給与所得金額の速算表、公的年金等に係る雑所得金額の速算表は、4ページをご覧ください。
- 「所得金額の算出方法」のカタカナ、○囲い数字は申告書記入欄の符号に該当します。

課税の根拠 市民税は、1月1日現在市内に住所を有する人に（地方税法第318条）所得割と均等割によって課税します。また、1月1日現在、八幡市に住所がない場合でも、事務所、事業所、家屋敷等を有していると均等割が課税されます（地方税法第294条、八幡市税条例第23条）。 府民税は、1月1日現在府内に住所を有する人に（地方税法第39条）所得割と均等割によって、また、1月1日現在、府内に住所がない場合でも、事務所、事業所、家屋敷等を有していると均等割が課せられます（地方税法第24条、京都府税条例第24条、京都府豊かな森を育てる府民税条例第3条）。なお、賦課徴収は、八幡市の市民税と同時にすることになっています（地方税法第41条）。 森林環境税は、1月1日現在国内に住所を有する人に課税します（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条・第6条）。なお、賦課徴収は八幡市の市民税と同時にすることになっています（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条）。

⑰生命保険料控除額

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(一般・年金・介護医療それぞれに適用)		
年間の支払保険料	控除額	
～ 12,000 円	支払保険料の金額	(a) 一般生命保険料控除 (限度額) 28,000 円
12,001 円 ～ 32,000 円	支払保険料×1/2+ 6,000 円	(b) 個人年金保険料控除 (限度額) 28,000 円
32,001 円 ～ 56,000 円	支払保険料×1/4+14,000 円	(c) 介護医療保険料控除 (限度額) 28,000 円
56,001 円 ～	28,000 円 (限度額)	※ (a) + (b) + (c) の合計額の限度額は 70,000 円です。
(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(一般・年金それぞれに適用)		
年間の支払保険料	控除額	
～ 15,000 円	支払保険料の金額	(a) 一般生命保険料控除 (限度額) 35,000 円
15,001 円 ～ 40,000 円	支払保険料×1/2+ 7,500 円	(b) 個人年金保険料控除 (限度額) 35,000 円
40,001 円 ～ 70,000 円	支払保険料×1/4+17,500 円	※ (a) + (b) の合計額の限度額は 70,000 円です。
70,001 円 ～	35,000 円 (限度額)	
※ 新制度適用契約と旧制度適用契約の両方をご契約されている人は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除について、各控除ごとに、㊦新契約のみで申告、㊧旧契約のみで申告、㊨新旧両契約で申告 のいずれかを選択できます。 なお、㊨の新旧両契約で申告された場合、各控除ごとの限度額は 28,000 円となります。		

⑱地震保険料控除額

(1)地震保険料		(2)長期損害保険料	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
～ 50,000 円	支払保険料×1/2	～ 5,000 円	支払保険料の金額
50,001 円 ～	25,000 円 (限度額)	5,001 円 ～ 15,000 円	支払保険料×1/2 + 2,500 円
		15,001 円 ～	10,000 円 (限度額)
※ 経過措置により、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が受けられます。			
※ 地震保険料と長期損害保険料の両方を支払った場合、(1)と(2)で求めた額の合計額の限度額は 25,000 円です。			

㉓㉔配偶者控除、配偶者特別控除額

納税者本人の所得金額	配偶者の合計所得金額								
	48万円以下	48万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
900万円以下(老人配偶者)	330,000(380,000)	330,000	310,000	260,000	210,000	160,000	110,000	60,000	30,000
900万円超950万円以下(老人配偶者)	220,000(260,000)	220,000	210,000	180,000	140,000	110,000	80,000	40,000	20,000
950万円超1,000万円以下(老人配偶者)	110,000(130,000)	110,000	110,000	90,000	70,000	60,000	40,000	20,000	10,000

㉕扶養控除額

区 分	控除額
一般の扶養親族……扶養親族のうち、昭和30年1月2日から平成14年1月1日に生まれた人、及び平成18年1月2日から平成21年1月1日に生まれた人です。	330,000 円
特定扶養親族……扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日に生まれた人です。	450,000 円
老人扶養親族……昭和30年1月1日以前に生まれた人(年齢が70歳以上の人)です。	380,000 円
同居老親等……老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であたなや配偶者との同居を常としている人です。	450,000 円

※ 16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、住民税の課税判定等に必要がありますので、必ず記入してください。

申告のときに必要なもの

- ①個人番号確認と身元確認ができる**本人確認書類**(郵送の場合は、写しの添付)
○**本人の個人番号カード(マイナンバーカード)**
○番号確認として**通知カード**または**マイナンバー記載の住民票の写し**、身元確認として**運転免許証**または**公的医療保険の被保険者証もしくは資格確認書**など
- ②給与や年金の**源泉徴収票**・報酬や生命保険などの**支払調書**など、収入のわかるもの
- ③事業所得、不動産所得等がある人は、**収入金額や必要経費のわかるもの**
- ④所得控除等を受けるために必要な書類
- 雑損控除 …… **り災証明書及び被害額がわかる書類(災害を受けた資産の証明書、災害関連支出の領収書など)**
 - 寄附金控除 …… 寄附を行った際の**領収書、証明書**
 - 社会保険料控除 …… 国民年金保険料の**控除証明書**、支払った**掛金額の証明書**など
 - 医療費控除 …… 医療費控除に関する**明細書**、健康の保持増進及び疾病の予防への**取組を明らかにする書類**など
 - 生命保険料控除、地震保険料控除 …… 保険会社等が発行する**控除証明書**
 - 障害者控除 …… **身体障害者手帳**など(郵送の場合は、写しの添付)
 - 勤労学生控除 …… 在学する学校が発行する**証明書**など
- ※ 同一生計配偶者、扶養親族、事業専従者がある場合は、事前に対象者の**マイナンバー**を確認してください。
- ※ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」または「38万円送金書類」の添付または提示をしなければならないこととなりました。詳細については、事前に確認願います。